

議案第 10 号

鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次
のように制定する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例
鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第
117 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 し尿及び浄化槽汚泥の表を次のように改める。

2 し尿及び浄化槽汚泥

区分	手数料
市が収集し、及び運搬するし尿又は 浄化槽の清掃に伴う汚泥	10 リットル当たり 165 円
市の許可業者が市の処理施設に搬入 する浄化槽の清掃に伴う汚泥	10 リットル当たり 72 円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第 1 の 2 し尿及び浄化槽汚泥の表の規定は、この条例の施行の日以後に
収集され、及び運搬され、又は搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の処理に係る手数料につ
いて適用し、同日前に収集され、及び運搬され、又は搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の
処理に係る手数料については、なお従前の例による。